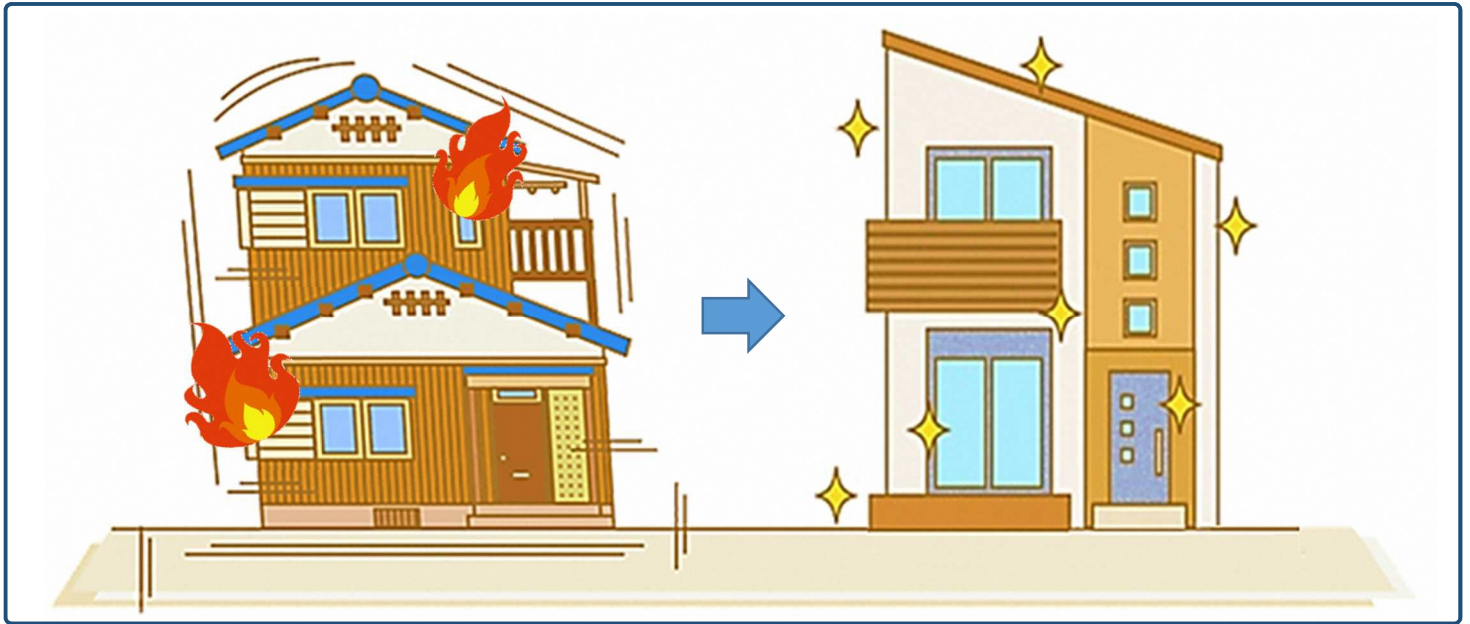


# 文京区と住宅金融支援機構が 連携して安心の家づくりを応援



## 【フラット35】 地域連携型



当初5年間の  
借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】S との併用で  
当初5年間 年 **0.5%** 引下げ

【フラット35】地域連携型は、公共団体と住宅金融支援機構が連携し、公共団体による助成金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の※借入金利を引き下げる制度です。

※ 金利引下げを受けるには、裏面の文京区の防災対策助成制度について、助成金の交付決定を受ける必要があります。



紋章

文京区

BUNKYO CITY



シンボルマーク

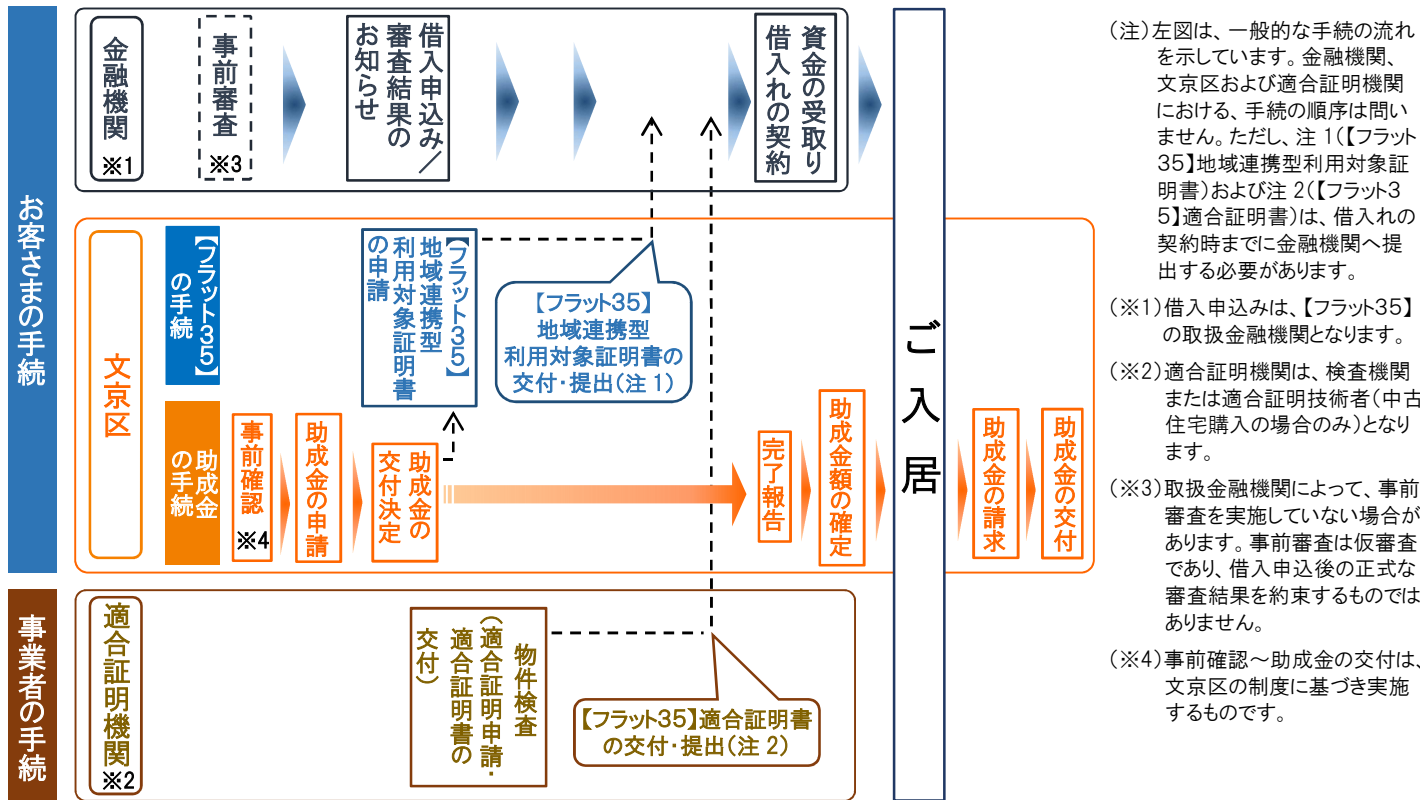


住宅金融支援機構

Japan Housing Finance Agency

<フラット35サイト> [www.flat35.com](http://www.flat35.com)

# 利用手続の流れ



(注)左図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、文京区および適合証明機関における、手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】地域連携型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4)事前確認～助成金の交付は、文京区の制度に基づき実施するものです。

## 文京区の防災対策助成制度

### お問い合わせ先

文京区の助成金交付が終了した場合、受付を終了します。詳細は文京区にお問い合わせください。

<b>文京区耐震化促進事業</b> (木造住宅除却のみ) 	<b>文京区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業</b> (建替え、除却) 	<b>文京区不燃化推進特定整備事業</b> (建替え促進、老朽建築物除却) 
-------------------------------------	--	--

都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当

TEL 03-5803-1846 (耐震) 03-5803-1844 (不燃化)

## 【フラット35】地域連携型

### お問い合わせ先

	<b>住宅金融支援機構 お客さまコールセンター</b> <b>0120-0860-35</b> (通話無料※) 営業時間 9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。) ※ ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。 048-615-0420 (通話料金がかかります。)
--	---

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型は、令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、地方公共団体の助成事業が終了した場合も受付を終了します。【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する助成金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。

●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和4年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。お客さまコールセンターまでお問合せください。▲【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。▲外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。(令和3年4月現在)